

議 案 第 34 号

松戸市健康福社会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市健康福社会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

児童福祉法の改正による障害児通所施設の一元化に伴い、条例中の規定を整備するため。

松戸市健康福社会館条例の一部を改正する条例

松戸市健康福社会館条例（平成9年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「知的障害児通園施設及び同法第43条の3の規定による肢体不自由児通園施設」を「児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。